

寒川町青少年問題協議会条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第5号

寒川町青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町青少年問題協議会条例(昭和35年寒川町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項第2号の町及び関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育委員会委員の代表
- (3) 教育委員会教育長
- (4) 社会教育委員の代表
- (5) 茅ヶ崎警察署長
- (6) 神奈川県青少年担当部長

2 条例第3条第2項第3号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 青少年育成団体に属する者
- (3) 婦人団体に属する者
- (4) 町内の小学校、中学校及び高等学校の校長
- (5) 地域青少年活動の関係者

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。